

公共用地境界確定申請に必要な書類の説明

1. 新規申請の場合

(1) 公共用地境界確定申請書

(2) 委任状

申請地所有者に代わり申請を行う場合

申請者に代わり事務を代行する場合

(3) 印鑑登録証明書(個人の場合)

(4) 印鑑証明書(法人の場合)

(5) 資格証明書又は商業登記簿謄本(法人の場合)

(6) 土地調書(申請地、対側地及び相隣地)

法務局にて交付される「登記事項要約書」については参考資料とします。

(7) 法務局備付地図(地積図)の写し

(8) 土地登記簿謄本又は全部事項証明書

申請地の謄本

対側地及び隣接地が公共用地の場合はその謄本

対側地及び相隣地については、省略可

(9) 位置図(協議地付近の地図)

(10) 現況実測図

平面図は縮尺250分の1以上

横断図面は縮尺100分の1以上

但し、測量者の住所・氏名・資格登録番号を記入押印して下さい。

(11) その他市長等が必要と認める書類

住民票の写し

戸籍謄本の写し

遺産分割協議書の写し

相続測量図の写し

土地沿革調書

地籍図(公図)・分筆図等の合成参考図

地積測量図の写し

土地所在地の写し 等

「その他市長等が必要と認める書類」については、必要に応じてその都度提出を求めることがありますのでよろしくお願いします。

法務局等で閲覧した書類や、任意に作成した書類については、調査場所、調査年月日、調査者の氏名、押印及び作成年月日等を記入願います。

印鑑証明書等の添付書類は、3ヶ月以内のものを添付願います。

2. 謄本(抄本)の発行申請の場合

(1) 公共用地境界確定申請書

(2) 委任状

申請地所有者に代わり依頼を行う場合

申請者に代わり事務を代行する場合

- (3) 印鑑登録証明書（個人の場合）
- (4) 印鑑証明書（法人の場合）
- (5) 資格証明書又は商業登記簿謄本（法人の場合）
- (6) 法務局備付地図（地積図）の写し
- (7) 土地登記簿謄本又は全部事項証明書
申請地の謄本
- (8) 位置図（申請地付近の地図）
- (9) その他市長等が必要と認める書類
住民票の写し
戸籍謄本の写し
遺産分割協議書の写し
相続測量図の写し
土地沿革調書
地積測量図の写し
土地所在地の写し 等

「その他市長等が必要と認める書類」については、必要に応じてその都度提出を求めることがありますのでよろしくお願ひします。

法務局等で閲覧した書類や、任意に作成した書類については、調査場所、調査年月日、調査者の氏名、押印及び作成年月日等を記入願ひます。

印鑑証明書等の添付書類は、3ヶ月以内のものを添付願ひます。

申請者の住所、氏名が土地登記簿謄本と印鑑証明書等で記載事項が異なる場合について、土地登記簿謄本に記載されている土地所有者が死亡し、所有権移転の手続きがなされていないときは、相続人が判明できる資料を提出して下さい。

（戸籍謄本の写し、相続関係説明図、遺産分割協議書の写し、相続人全員の印鑑登録証明書及び住民票の写し 等）

土地登記簿謄本記載の土地所有者の住所が現住所と異なるときは、住所沿革が判明できる資料を提出して下さい。

立会日より6ヶ月以上経過しても確定が不調である場合には、書類はお返しすることがあります。尚、返戻通知書は連絡日より3ヶ月以上受取がない場合には、再度連絡の上廃棄処分とします。